入札参加有資格者 各位

公共土木工事における週休2日確保の取り組みについて

このことについて、別紙のとおり方針を策定しましたのでお知らせいたします。

(担当) 財務部契約課 工事契約係 (電話) 076-443-2025

公共土木工事における週休2日確保の取り組みについて(方針)

令和6年度から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用となり、建設業の「働き方改革」、「4週8休の確保」の実現に向け、受発注者が協働し取り組みを推進することが求められており、国や県、市町村から成る北陸ブロック発注者協議会では、建設業の「週休2日の確保」の更なる推進を図るため、受発注者双方で取り組みを実施することとしている。

富山市においては、建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休2日制モデル工事試行要領」(令和5年4月1日施行)により、公共工事における週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上を行ってきたところであるが、週休2日制を標準とした国や県の取り組みを踏まえ、柔軟かつ迅速に対応するため、今後発注する全ての工事について、下記のとおり富山県等上級官庁の制度に準じて週休2日確保に取り組むこととする。

記

1. 適用する基準

所管事業を踏まえ、次の基準に基づき、週休2日の確保を推進する。

- (1) 富山県土木部が定める週休2日工事制度
- (2) 富山県農林水産部が定める週休2日工事制度
- (3)前2号に所管事業がない場合は、国等の所管元が定める週休2日工事制度
- (4) 第1号・第2号の基準に定めのない事項については、国等の所管元が定めるものを 採用する。

2. 対象工事

上記1の各号の基準に基づく工事を対象とする。

3. 対象工事である旨等の明示

特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨等を明示するものとする。

【記載例】

第○条 週休2日工事(発注者指定型(現場閉所))

- 1 本工事は、月単位の週休2日(現場閉所)に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事」試行要領(令和6年4月富山県土木 部)に基づくものとする。

4. 適用日

令和6年8月26日以降に入札公告又は指名通知する入札から適用する。